

令和6年第1回江北町議会（臨時会）会議録						
招 集 年 月 日	令和6年1月19日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和6年1月19日 午前9時30分				議長 井上 敏文
	閉 会	令和6年1月19日 午前10時48分				
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	酒 井 明 子	○	6	土 渕 茂 勝	○
	2	古 賀 里 美	○	7	池 田 和 幸	○
	3	田 村 康	○	8	西 原 好 文	○
	4	江 頭 義 彦	○	9	田 中 宏 之	○
	5	三 苫 紀 美 子	○	10	井 上 敏 文	○
会議録署名議員	4 番	江 頭 義 彦	5 番	三 苫 紀 美 子	6 番	土 渕 茂 勝
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地域振興課長	宮 本 大 樹	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	基盤整備課長	大 島 浩 二	○
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	総務政策課長	山 中 博 代	○	こども教育課長	坂 元 弘 睦	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	学校づくり推進室長兼 国スポ推進室長	本 村 健 一 郎	○
	健康福祉課長	一ノ瀬 和 義	○			
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 和 隆				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和6年1月19日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 江北町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第2号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第7号）

午前9時30分 開会

○井上敏文議長

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和6年第1回江北町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○井上敏文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において4番江頭義彦君、5番三苫紀美子君、6番土渕茂勝君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○井上敏文議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3～第4 議案第1号～議案第2号

○井上敏文議長

日程第3. 議案第1号及び日程第4. 議案第2号を一括上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。武富局長。

○議会事務局長（武富和隆）

（朗読省略）

○井上敏文議長

朗読が終わりましたので、町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。本日は取り急ぎ議決をいただきたい議件が生じたものですから、臨時議会を招集させていただきました。

これから議案の説明をいたしますけれども、今年、新年が明けてまだ3週間足らずということですが、御存じのとおり、1月1日には石川県能登半島を震源とする大変大きな地震が発生いたしましたし、その後においても、災害、また、事件等が頻発をしております。特に能登半島地震で犠牲になられました皆様方には、心から御冥福を申し上げたいというふうに思いますし、今なお不明の方もおられると聞いております。大変厳しい気象状況の中で避難生活を続けておられる方もたくさんおられます。ぜひ、我々江北町としても、一日も早い復旧・復興を皆様と共に祈りたいというふうに思います。

発生後、町民の皆様からも何らかの支援をということで、多くの声をいただいておりますけれども、今回特に、能登半島——地図を御覧になったらお分かりだと思いますけれども、地理的にも大変厳しい地域でありまして、残念ながら、その気持ちだけで現地に赴くということは厳に慎まなければいけない状況にあります。町としましても、適切なタイミング、適切な内容で支援をしていきたいというふうに思いますし、その際には、議会の皆様、また、町民の皆様にもいろんな形で御協力をいただくことになろうかというふうに思っております。

今できることということで、社会福祉協議会、日本赤十字、また、共同募金会と一緒に、現在、募金のほうを募っておりますが、今後は少し、住民の皆さんが集まられるような場所に出向いて、積極的に募金活動ということで、実施ができないかというふうに思っております。といいますのも、募金箱が設置されておりますうち、役場は当然、土日はしまっております。また、社会福祉協議会についても、通常的に開いているということでもないものですから、ここは我々が出張って行って募金を募るということも検討したいというふうに思いますし、また、そうした活動については、議会とも情報共有をさせていただきたいと思いますので、重ねてお願いをいたしたいと思います。

それでは、本議会に提案をいたしました議案は2件であります。順次説明を申し上げます。

まず、議案第1号 江北町手数料徴収条例の一部を改正する条例であります。

戸籍法の一部を改正する法律の改正によりまして、戸籍謄本等の広域交付ができることとなることに加え、戸籍と除籍電子証明書提供用識別符号発行の手数料が定められた地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、令和6年3月1日から施行されることとなったため、本条例を改正するものです。

ちょっと長くて分かりにくいかもしれませんが、戸籍等について、必ずしも本籍地等でなくて、全国的にどこでも取れるようになるということが1点であります。

それともう一点は、実際に紙媒体だけではなくて、電子媒体での交付が受けられるということでもありますけれども、これについてはいずれも国の法律によりまして定められておりますが、その手数料については、条例で定める必要があるものですから、手数料額は国で決められますけれども、町としましては、条例を改正するものであります。

今回の主な改正内容は、戸籍及び除籍電子証明書の提供を可能とするため、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行が始まり、その識別符号の発行手数料について、戸籍については1件400円、除籍については1件700円を新たに定めるものであります。

ですので、私ども江北町の条例としては、この手数料を規定するということになります。

続きまして、議案第2号であります。令和5年度江北町一般会計補正予算（第7号）であります。

今回の補正額は7,491万円を増額し、歳入歳出予算総額を72億1,172万4千円とするものであります。

内容としては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う家計への負担増が続く中で、生活者を支援するため、町内店舗で使用できる1人当たり3千円のクーポン券を全町民に配布するものであります。

元気クーポン券と呼んでいるものでありますけれども、今回通算8回目ということになります。その目的については、例えば、コロナで打撃を受けた中小企業の支援でありますとか、また、生活者支援ということで変えてはきておりますけれども、特に、年末年始、また、お盆の時期、それと、新年度の時期ということで、特に年3回、物入りのといいましょうか、そういう時期がございますものですから、そこを目掛けて、今回新たに第8弾となりますクーポンを発行いたすものであります。

また、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者へ支援するため、低所得者の子育て世帯

に対し、世帯内で扶養されている18歳以下の子1人につき5万円の支給及び住民税均等割のみ課税の世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給するものであります。

さらには、令和6年度から小学校の特別支援学級の数が増えることから、不足する電子黒板等の備品を購入するものであります。

低所得者世帯に対する支援については、これは国の取組ではありますけれども、これまでの非課税世帯に加えて、均等割のみ世帯についても、同様に支援するということになっておりますし、また、子供の数に応じて支給をするという2本立てになっております。

小学校の電子黒板については、令和6年度、新年度からの特別支援学級のクラスがほぼ固まりつつあります。そうした中で、今の時点で昨年度に比べまして学級数が増えるものから、そこに備える電子黒板の購入をお願いしたいというふうに思います。実際、発注から2か月ほどかかるものですから、4月に間に合わせるためには、このタイミングでぜひ購入をお願いしたいというふうに思っております。

歳出予算は、物価高騰対策事業、先ほど御説明をしました江北町元気クーポン券事業でありますけれども、3,301万3千円、低所得者世帯給付金事業2,767万2千円、低所得者世帯子ども加算給付金事業1,310万1千円、電子黒板及び校務用端末購入費112万4千円であります。

なお、補正予算の財源としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に加えて、ふるさと応援基金を繰り入れて行うこととしております。

以上でございます。よろしく審議賜りますようお願いいたします。

○井上敏文議長

提案理由の説明が終わりましたので、議案の審議に入ります。

日程第3．議案第1号 江北町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。6番土淵君。

○土淵茂勝議員

手数料の一部改正、広域交付ということで、よその町で取っていたものを、本籍取るのも江北町で取れるということで、これは助かるというふうに思っております。この改正内容について少しお聞きしたいと思いますけれども、3つありますね。

1番目は、手数料の問題ですけれども、戸籍は450円、除籍は750円となっておりますけれども、これは従来と金額は変わらないのかどうかというのを1つお聞きしたいと思います。

その次の問題ですね。次の問題は、これは金額が違いますね。これは戸籍及び除籍電子証

明書提供用識別符号の発行に伴いとありますけれども、この説明がよく分からないんですけど、この場合は、手数料については400円、戸籍がですね。除籍が700円と、1番と比較して50円ずつ下がります。そしてその中で、マイナポータルを利用する場合と、マイナポータルというのが、私も使っていないから分からないんですけども、戸籍及び除籍証明書と同時に取得する場合は無料とすると。何でこれが無料になるのか。それと、マイナポータルというのを利用できる方というのが、今町内に何人ぐらいおられるのか。そのことをお聞きしたいと思います。

3番目のところが、ここの金額の説明をお願いしたいんですけども、これは改正内容の1、2とは違っているというふうに思いますけれども、1通につき350円と。閲覧は1件につき350円と。これをもう少し詳しく説明お願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

それでは、土渕議員の御質問にお答えします。

まず、1点目です。

戸籍謄本、抄本の手数料につきましては、広域交付であっても、金額に変更はございません。戸籍のほうは1通450円、除籍のほうは1通750円になります。

2点目です。

電子証明書の識別符号ですね。こちらの料金なんですけれども、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定めがありまして、電子でのやり取りになりますので、450円の紙媒体と違いまして、400円という、50円安く設定がされております。同じく除籍につきましても、紙媒体で750円のところが、除籍電子証明書識別符号発行にする場合は、50円安い700円で設定がされているところです。

それと、3点目になります。

これまで紙の戸籍の届出書、例えば、死亡届、出生届なんですけれども、こちらの届出書の閲覧及び交付は紙ベースでできていたんですけども、新たに届出書をスキャンした電子情報につきましても、閲覧及び交付ができるようになるということになります。こちらの手数料につきましては、紙媒体であっても、電子のスキャンした分を交付する場合にあっても、1件当たりの手数料につきましては変更ございません。

以上でございます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

何でこうやって手数料に差があるのかという御質問じゃないのかなというふうに思いますけど、基本は450円と750円なんですけど、手間賃と実費だと思っていただくと少し分かりいいかなと思います。先ほど課長も少し説明しましたが、紙のときには実際に紙をお渡しするものですから、またその紙をお渡しするまでの手間賃ということがあるわけなんですけど、2番について言えば、紙をお渡ししないものですから、その分手間賃というか、実費がかからないというふうに思っただけならいいかなと思います。

さらに言うと、マイナポータルに行くということは、自分で見に行くものですから、さらに手間がかからないというふうに御理解いただいたらいいんじゃないかなというふうに思います。

それと、先ほどそれ以外にも御質問をいただきまして、マイナポータルを利用できるのが何人いるのかということと、あと何を言いよったですかね。あと、それにお答えすれば大体いいんですかね。（「それは分からないということですかね。マイナポータルがどれぐらい」と呼ぶ者あり）分かるようですから、担当課長が答えます。

○井上敏文議長

町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土渕議員の御質問にお答えします。

マイナポータルですけれども、基本的にマイナンバーカードを介してマイナポータルに進みますので、マイナンバーカードを持っている方につきましては、パソコン、携帯端末等を持っていらっしゃれば利用できることとなります。12月末時点でマイナンバーカードの保有者数ですけれども、8,649名です。すみません、マイナポータルをできる方につきましては、先ほど言いましたパソコンや携帯端末等が必要になりますので、そちらのほうを持っていらっしゃる方の把握というのは分かりかねます。すみません。

○井上敏文議長

6番土渕君。

○土淵茂勝議員

2番目の戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行と、これがまず分からないんですよ。これは何を指しているのか。マイナポータル、これも分からないからこの人数を聞いたんですけど、先ほどの課長の答弁は、マイナンバーカードを作っている人は8,649人ということなんですよね。これは町内ですよね。そして、このマイナポータルを利用できる人はこの8,649人ではないと思うんですけども、そこを説明お願いしたいと思います。

○井上敏文議長

町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土淵議員の再質問にお答えします。

まず、識別符号のことなんですけれども、まず、行政機関に提出する場合は、今まで紙ベースでしたもんね。紙で戸籍の謄本、抄本を提出してもらったわけなんですけれども、紙ではなくて電子的に、提出先行政機関が紙の媒体じゃなくて、その行政機関で直接見れるようになる。そのためには、個人さんから識別符号というのを、16桁の数字になるんですけれども、そちらのほうをいただいて、行政機関の窓口でその番号をパソコン端末に入力すれば、その時点で戸籍の内容が引っ張ってこれるというふうなシステムになるための識別符号でございます。

それとすみません、先ほど言われたマイナポータルを利用できる方につきましては、携帯端末等を利用しますので、何人いられるかというのははっきり分かりかねます。

サイトは開けますけれども、マイナポータルに入るときに個人の識別といいますか、マイナンバーカードが必要になりますので、いずれにしても、マイナポータルを利用する場合はマイナンバーカードの利用が必要ということになります。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

マイナンバーカードを持っている方が8,649人と、マイナポータルを利用できるというのはまた別ということですよ。マイナポータルを持っている人は何人ぐらいいるかというのは分からないということではないんですかね。

○井上敏文議長

町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土淵議員の再質問に答えます。

マイナポータルというのは、政府が運用するサイトでありまして、持つとかいうあれじゃなくて、サイトを開けばそこで手続きができるというような形になります。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

いわゆるマイナンバーカードを持っている方は誰でもできるという捉え方でいいんですか。先ほどこれを利用して戸籍及び除籍の証明を取る場合は無料という話ですよ。じゃ、マイナンバーカードを持っている方はこれが全部できるということですかね。そういう捉え方でいいんですか。

○井上敏文議長

町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土淵議員の再質問にお答えします。

サイトに行くのは誰でもできます。できるといいますか、サイトを開くこと自体はできるんですけども、その中でいろんな行政手続をする際にはマイナンバーカードが必要になりますので、マイナポータルの中で誰ができるかというところの把握まではちょっと分からないということになります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

さっきの識別符号というのは、例えば、今まで江北役場から証明書をもろうてどこじゃいに出さんばらんという、自分の足で行って証明書を紙でもろうて、そして、それをよその役所に自分で持っていかんばいかんやったですけど、電子証明になると、自分で持っていかなくていいですよ。というのは、そういう大きな自分の情報が入っているところがあって、それをその役所に見に行ってもらえばいいんです。ただ、そのときには、自分が見ていいよというための鍵みたいなものが要るんですよ。それが電子符号だと思っていただければ

いいですけど、だから、役場からその電子符号をもらって、言ってみれば電子符号を渡すことでわざわざ自分で紙を持っていったりしなくても、役所間でそれに必要な情報を見に行ってもらえるための電子的な鍵みたいなものだと思っていただければいいと思います。

それと、さっきのマイナポータルですけど、マイナンバーそのものはマイナンバーカードを作ろうが作るまいが、全員マイナンバーというのはお持ちなんですよ。ただ、それを少し便利に使ったりするためにマイナンバーカードという形で受けておられるわけですけど、マイナポータルは当然マイナンバーが皆さんついてありますから、マイナポータルそのものは準備されていますが、先ほど担当主管に聞いたら、マイナポータルに入るためにはマイナンバーカードがないと駄目なので、だからといって皆さんがマイナポータルを常時使っているわけではないということを説明したんだと思っています。

○井上敏文議長

土渕君、いいですか。（「今の件で」と呼ぶ者あり）6番土渕君。

○土渕茂勝議員

そういう形でマイナンバーカードを持つことを推進したということですかね。それを持っていれば、マイナンバーカードはみんな持っていますよね。みんなじゃない、番号は持つとったよね。ただ、カードを作っていないという人はおるたいね。だから、カードを持っていない人はそれができないということですよ。

この辺りで終わりとします。

○井上敏文議長

次、行きます。7番池田君。

○池田和幸議員

いや、次じゃありませんけど、確認したいけど、マイナンバーカードを持っていなくてもマイナポータルに入れるわけでしょうが。識別符号はみんな番号を持っているので、カードを持っていなくても入れると思うんですけど、確かめてください。

○町長（山田恭輔）

ちょっとすみません、よかったら暫時休憩をさせてもらって、きちんと確認をさせていただいていいですか。

○井上敏文議長

調査するため暫時休憩いたします。

午前 9 時 56 分 休憩

午前 9 時 58 分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

マイナンバーカードがなければ本人ということが証明できないものですから、当然マイナポータルには入れません。番号を知っているから入れるわけではなくて、だから、結局この本人を証明するものがマイナンバーカードになっているものですから、ですから、マイナンバーカードがなければマイナポータルはログインが——入り口までは行けますよ。ただ、中に入って自分のマイナポータルの中を見るということは、ログインができないのでできませんというのが1つです。

それと、先ほどの符号というのは、それとはまた別の話で、要は電子証明書をもらうわけですけど、紙の代わりに電子証明書を自分がもらうわけじゃなくて、証明をするのは役所同士でしてあげればいいわけですよ。証明を。自分に証明するんじゃない。だから、それを例えば、江北町役場が佐賀市役所から証明をしてもらえればいいわけですけども、それをしとあげるためには、本人がそれを許していると、認めているというための鍵みたいなものが符号ですけど、渡すわけですよ。江北役場に。それで、自分の情報のこれとこれとこれについては、この手続に必要な限りでは見てよかよということも許すというか、そのための電子符号だというふうに思っていたらいいです。

以上です。

○井上敏文議長

6 番土淵君。

○土淵茂勝議員

私はマイナンバーカードを持っていないから、持ってない人が証明書を取るための従来の金額は450円と750円が要るということですよ。そういうことですね。マイナンバーカードを持っていれば50円安くなると、そういう捉え方でいいんですかね。それは違うね。

○井上敏文議長

町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土渕議員の再質問にお答えします。

先ほどの電子でのやり取り、もちろん識別符号というものが必要になるんですけども、この電子証明書を取るに当たっては、マイナンバーカードは要件には——持っていなければ取れないというわけじゃないです。そこは御理解ください。

以上です。

○井上敏文議長

よろしいですか。8番西原君。

○西原好文議員

町民課長さん、やっぱり土渕議員でもこれだけ今理解をするのに時間がかかっておられるし、マイナンバーカードを持っておられない方も町内にたくさんいらっしゃると思うので、こういった条例が変わったときには、細かく町民には説明をしていただいて、こういうことが変わりましたけどというようなことで説明をしていただく必要があると思います。私どもは自分の中でも話ばしよって、マイナンバーカードとマイナポータルのごっちゃになってしまつとる感じのしたもんで、ただ、今の回答で出てきたですたいね。やっぱりマイナンバーカードを持たんでも料金は安くなるというふうな回答が出たので、そこら辺の説明は町民の方にこういった改正がありましたというような説明をぜひお願いしたいと思いますけど。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

おっしゃるとおりだと思います。せっかく作っていただいたわけですから、これから初めて便利に使う時代が来るんだというふうに思います。初期の頃は作って何になつとかんとか、2万円もらわない作りはすっぱってんと、だから、それをもらうために作ったままという方は結構おられると思うんですけどね。今コンビニ交付も始めましたけど、やっぱり最初に使ってみて、ああ、使えるんだなど。食わず嫌いじゃなくて、電子とかという名前がつくと、もう私はせんもんということじゃなくて、誰か介助がいて、こういう使い方ができるんですよということで1回されてみたら、多分便利さを実感していただけるんだと思います。それを一番知っている役所の目線でがんことができますと言ってもなかなか広がらないものですから、目標はぜひ、土渕議員が使っていただけるようになるぐらい分かりやすく説明をするというのが大事じゃないかなと思います。

かつてはマイナンバーカードの取得促進のための説明会みたいなこともしましたけど、それこそ前はスマホ講座とかいろいろありましたですね。そういう住民の皆さんが便利に使っていただくための講座とか説明会みたいなものというのは、やってしかるべきだと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

ほかに。7番池田君。

○池田和幸議員

前回から、さっき言ったコンビニ交付とか、機械による交付ですね。町民生活課の前に置いてありますけど、今回もこういう形で、事務の手数が減るような形になっていると思うんですけど、町民生活課として、そういう職員さんに恩恵があるのか、仕事量が少しでも少なくなっているのか、その辺はどうですかね。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

前も御説明しましたが、今一番コストがかかっている状態ですよ。人も減っていない。ただ、実際にこうやって電子的な手続をするためのコストが余計にかかっているということなので、これが過渡期なものですから、両方ダブルでコストがかかっているんですけど、今3割くらいはコンビニというか、交付機を使っています。ですから、これがもう少し増えれば、ちょうど人1人分くらいは切り替わったねということで、何というのかな、町としてのコストは減らせるんじゃないかなと思いますけど、いきなりコンビニに行って使おうと思っても、江北町内のコンビニの方は親切ですから教えてくれるときもあるんですけど、やっぱりよそに行ってこれはと言っても、いや、それはここの窓口に聞いてくださいとか言われるとなかなか不安で使えない。ですから、役場において、こっちで取ってみませんかということ促すことで、1回役場で経験していただければ、自分で取れるようになってコンビニでも取っていただけるということを今想定しているものだから、今はまだ過渡期なので、正直かつてよりはその分コストがかかっています。けれども、最終的にはやはりそれを減らしていくと。しかも、住民の皆さんの利便性がもっと高まるということを目掛けてやっていますし、それに向かっているんじゃないかなというふうには思っております。

以上です。（「職員さんの軽減」と呼ぶ者あり）

だから今は、両方あるから、前は数は多くても窓口のやり取りだけすればよかったんですけど、一方で自動交付機のほうの説明をしたり、そちらに促したりということ、だから、コストというのは、金銭的なコストだけではなくて、時間的な、労力的なコストも今両方かかっているわけですよね。ですから、それがだんだん自動交付機を使うほうに習練をしていけば、最終的には下がるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第1号 江北町手数料徴収条例の一部を改正する条例は原案どおり可決と決しました。

日程第4．議案第2号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原君。

○西原好文議員

事業説明の4ページ、5ページでちょっとお伺いいたします。

議運のときも、議員さんのほうから、今回の事業説明書4ページの元気クーポン券なんですけど、「クーポン券で町民の暮らしを応援します」といった星印の下に、「長引く物価高騰により家計の負担が続いている中、進学や就職の準備、転居等で」というふうなことで書

かれております。今まではずっと一律3,000円というようなことで事業されたんですけど、この時期というのは、そういった進学や就職、それとか、転居等でほかの人より余計お金がかかるというような方もいらっしゃるので、ここら辺の一律じゃなくて、そういった該当する方が少しでも役に立てばというような考えはできんやろうかというような意見等も出ました。

そこで私が何を言いたいかというと、現在まで7回、今月いっぱい使用期限が来ますよということで、利用の推進を放送されております。ただ、使用率を見てみますと、1回目が96.7%、ずっと97、97、98、98、97と、ほとんど100%じゃないですね。それはもう確かに100%使ってほしいという行政の考えは分かるんですけど、使われていない。それで、現在まで7回、合計辺りでどの程度残として残ったものなのか、それと、先ほど言ったこの時期ならではの進学や就職の準備、あと、転居の方辺りへの優遇措置として金額を増額するというような考えが課のほうで検討されなかったのか、1つお願いいたします。

それと、もう一点なんですけど、今度は事業説明書5ページの電子黒板の話です。

江北町はよその町に比べたら、電子黒板の導入は早かったと思います。私どもも総務常任委員会のほうで北九州のほうに視察に行ったり、電子黒板を使った授業の視察に行ったりなんかして、とにかく一日も早い導入をしようというようなことで取組、その後、全国的に電子黒板の普及が始まったわけなんですけど、池田議員からも質問が出ておりました。私どもも全教室に設置されていたというふうなことで考えていたんですけど、ここでちょっとお聞きしたいのは、北棟3階の2教室、2階の2教室、1階の2教室、並んで、それと、1階の2教室ですたいね。各々1教室を多分2つに分けておられると思うんですよね。私どもが行ったときには、電子黒板というのは設置してある黒板にその器具を設置したりなんかするということで、まず最初にスタートしていたんだと思いますけど、その後、移動できるやつが出てきたりして、今度も多目的室を多分赤の印のところ、区切られるのかどうか知らんけど、多目的室を半分にされて、黒板の設置だと思うんですけど、この黒板がある部屋と区切った別の部屋ですたいね。そういったところにも、今回全部設置することになれば、大体網羅してしまうのかなと見ていたら、あとはもう使えるような部屋がなくなってしまうんじゃないかなと思うんですけど、どういうことを危惧するかというと、人員のことですよね。1クラスが増えるということで、3年生やったですかね（「4年生」と呼ぶ者あり）あ、2年生、ごめんなさい。（「4年生」と呼ぶ者あり）4年生か。4年生が1人増えるというこ

とやったね。3年生ももう8名、来年度になればさらに増える可能性があると思うんですけど、そういったときに、今の配置表を見させていただいたときに、空き教室がもうなくなるんじゃないかなというような、多目的教室のもう一つのほうですたいね。それで満杯になってしまうかなというふうな感じがいたします。やっぱり8名から1名増えたら9名になる。9名だと2クラスが要るというような、これは中学校のあれと全く一緒ですね。何名いたら3クラスだ、何名数が減ってしまえば2クラスだというようなことで、ですから、そういったことを踏まえて、今後、教室辺りの確保が本当に大丈夫なのか、今回、黒板だけで対応されているみたいですけど、そこら辺はこども教育課としてはどういうお考えなのか、お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

元気クーポンのほうを、簡単にじゃいけないですね、まずお答えをしたいと思います。

もちろん、江北町元気クーポン分しかやっていないわけではありませんで、いろんな形で当初はコロナ対策、そして、現在は価格高騰対策とやっている中の一つとして、一番ベース部分を元気クーポンでやらせていただいているというようなつもりでおります。さっきありましたとおり、国のほうの施策でいっても、非課税世帯に加えて、今回は均等割のみ世帯についても合計10万円、それとは別に子供さんお一人5万円ということで、世帯でいけば1,000世帯ぐらいやったかな。1,000世帯ぐらいになるんですよ。子供は何人やったですか。

（発言する者あり）250名の（「210名じゃないと」と呼ぶ者あり）210名というような取組をしておりますし、これは以前からしていますけれども、就学の補助金、所得の関係でなかなか入学準備ができないと。例えば、ランドセルとか、そうした支給時期も見直しをして、年度内に支給できるような改正もかつてしたのではなかったかなというふうに思っております。

それで、約9,600人で97%ぐらいですから、多分200人ぐらい使っておられない方がおられるということなんですよ。ですから、9,600人のうち200人ばかり使われないのが多いのか少ないのかということであれば、やはりほぼ使っているんじゃないかなというふうには思います。もちろん、毎回うっかり忘れるもんねという人もおんさっかもかもしれませんけれども、こういう言い方をしているのかどうか知りませんが、あえてクーポンを使

わなくても困っていないとは言いませんけど、そうやってお使いにならない方は200名ほどおられますけれども、そういう意味ではほぼ皆さん使っていただいているものだから、それだけ支援にはつながっているんじゃないかというふうに思いますし、もっと言うなら、本当はこれだけでは足りないぐらい、現在、価格高騰の大きな波が押し寄せ続けるという認識は持っておかないといけないなと思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

元気クーポン券、これまで1回目から7回目まで行ってきたところでございますけれども、利用率は全体で平均をいたしますと、97.6%が平均でございます。発行冊数が大体1万弱でございますので、大体1回の実施につき、230冊ぐらいが使われていない状態というか、配布したけど使われていないのもありますし、配布自体が行き届かなかったというのも合算して、そのぐらいの数があるというところでございます。

利用率を上げるための対応として、町のほうでは一旦郵便局のほうで2回ほど回って配っていただくわけなんですけれども、それで戻ってきた分については、再度郵送をして、取りに来てくださいと促す方法もしておりますし、あと、職員のつながりとかで名前を見て、つながりがありそうなところは職員につなげていただくような形も取ったりとか、努力をしているところではございますけれども、結果としてそのぐらい使われていない冊数が出てきているというところでございます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

なので、届いていない率ではないということはぜひ御理解をいただきたいのと、最初は個人で全部送っていたのが、今、世帯でまとめてお送りしているんです。ですから、当然小さなお子さんというか、赤ちゃんも、自分ではまだお使いになれないお子さん分も含めて、当然世帯として送っておりますものですから、もちろんそれぞれ個人には差し上げていますが、多分それぞれの御家庭でもまとめて使い道ということもお考えいただいた中で、例えば、

たまたま新入学の子供がいるとか、就職があるということであれば、世帯で話をされて、まとめてお使いになるというようなお使いの仕方もあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

西原議員の2問目の質問にお答えをしたいと思います。

まず、特別支援学級の定員ですけど、8名というのは国の基準でありまして、これが9名になったら2クラスになるということでございます。それと、1つの教室を2つに区切っている分になりますけど、ここについても、担任がそれぞれ配置をされますので、その担任が授業を教えるということで、電子黒板のほうもそれぞれ1台ずつ入る状況でございますので、今のところは普通教室、それと、特別支援学級についても、全クラス電子黒板の配置が終わっております。それで今回、1クラス増えるということで、1台不足が生じるので、購入をさせていただきたいということでございます。

それと、特別支援学級が増えて、教室が足りないんじゃないかということでございます。これについては、昨日、町内校長研修会の折も、小学校の校長からちょっと足りなくなりそうだということでは話を伺っております。

それで例えば、南棟の3階のパソコン教室については、以前はここでパソコンの授業をやっていたんですけど、今はもう1人1台の端末がありますので、例えば、ここを有効に利用するだとか、その辺については教育委員会と小学校のほうと、その状況を見ながら協議をさせていただきたいというふうには思っているところであります。

以上であります。

○井上敏文議長

教育長。

○教育長（吉田 功）

西原議員の2問目の御質問に補足でお話をさせていただきたいと思いますが、学級が新4年生は9人になるということで、2クラスになります。それぞれの学級で指導する際に、電子黒板を設置するという方向をお願いをしているところでございます。

それと、8人までが1クラスで9人になると2クラスになるものですから、特別支援学級

は増えてくる危惧をしているわけですが、一方では、低学年で、例えば自閉症、それから情緒学級の児童の数が上がってくるわけですが、その中で、高学年になればスキルが上がって、コミュニケーションスキルに課題があった子が上がってくると、通常の学級に戻っていくような手立てをぜひ取ってほしいということで、小学校のほうにもお願いをしております。校長自身もその分は十分に踏まえて対応しているということですが、御心配をしていただくような実態というのは確かにあるなというふうには感じております。児童数に対して特別支援学級の児童数というのは非常に多いです。それだけ小さいときからきめ細かに見ていただいている一方で、増加をするというのは非常に大きな課題だと思いますので、今後もこれについては先ほどお話をしましたように、高学年になっていけば、通常学級、通常学級に戻るためには通級も必要ですが、通級学級も非常に多いというような状況の中で、徐々に通常学級に帰っていくような手立てをしっかりと取っていききたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○井上敏文議長

よろしいですか。ほかに。7番池田君。

○池田和幸議員

先ほどの西原議員に関連ですけれども、商品券の件ですけど、クーポン券ですね。太良町は高校生に5,000円とかというふうにされていますね。そういうのもあるので、私も違った取組ができないかなという質問をしようと思っていました。それは先ほど町長が言われたのでいいんですけど、令和6年度の国からの予定を、前回の12月議会ではまだはっきり分からないということだったんですけど、もしコロナ対策で令和6年度の予定が分かればお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

12月議会後に国から今年度分3,500万円、さらに内示を受けたものですから、それであれば、ちょうどこの事業が3,500万円程度なものですから、これで使わせていただくということなんですけど、令和6年度の御質問でありましたけれども、令和6年度は全く皆目分かりませんので、実は今回のふるさと応援基金も一部活用するようにしておるものですから、や

はりそうした国の補助だけじゃなくて、やはり必要な事業というか、対策は町の財源でも今後も考えていかんばいかなんというふうに思っています。今の時点では、6年度のいわゆるコロナというか、価格高騰の交付金については、特に内示というか、見込みはあっておりません。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。6番土渕君。

○土渕茂勝議員

今のに関連なんですけど、私はこの事業というのは財源は国だろうと思っていたんですけども、この表を見ますと、今回のでもそうですけれども、その他ということで、半分近くはふるさと納税の中から出ていますけど、大体国の制度としては、国は半分、町が半分と、そういう仕組みになっているのか、それと、もうちょっと聞きますが、ふるさと応援基金の中にその他となっていますけど、これはその他の中にどのようなものがあるんですかね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

これは交付金という形で国から来るものですから、ざっくり言えば、使い道は基本的には限られておりません。補助金というのは、こういう事業をするから事業のために補助金をもらうという形なんですけれども、コロナ対策であるとか、価格高騰対策に自治体が事業をする財源としてやりますよということになっているので、たまたま今回は、半分は町の財源を当てていますが、特に半分は国がくれて半分は町が出さんばらんという、その補助金的な財源の構成にはなっていないんですよ。12月の前回、既に今やっている元気クーポン券と同じくらい、3,500万円ぐらいかかるわけなんですけど、その時点では、半分までしか逆に交付金がなかったんですよ。今やっているクーポンがですね。そして、あと半分はふるさと応援基金を当てるようにして今実際にやっています。今の1月末までのやつは。ただ、その後に今度は3,500万円来たものですから、今回、その3,500万円のうちの半分は12月でふるさと応援基金を使うようにしていたものと入れ替えて、そして今回の分を、あと残りが3,500万円の半分やけん、1,700万円になっとるかな（「1,600万円」と呼ぶ者あり）1,600万円ね。それしか残らないので、1,600万円は交付金を使って、もともと使う予定だったふるさと応援

基金、まちの財源を当てるとのことなので、特に半分半分とかいうのが決まっているわけではありません。要は、国がくれた交付金以上に価格高騰対策をやっているというふうに御理解いただいたらいいんじゃないかなと思います。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

事業説明書に記載されているように、今回のやつは全部国の補助金じゃないということですね。ここの半分近くはその他の財源で出しています。括弧にその他とあるんですけど、ふるさと応援基金以外にも財源があるということですかね。（発言する者あり）4ページの一番下の欄に書いてありますけれども。（「その他の項目ということね」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

最初のほうの御質問は、要は国の交付金はもういろんな形で使ったものですから、それに町の財源も加えて価格高騰対策をやっているということなので、さっき池田議員からもあったように、市町によってやっていることはもうばらばらなんですよね。江北町はこういう元気クーポン券事業という形でやっているわけですけど、ですから、やることは市町で違います。

ただ、価格高騰対策のために江北町では元気クーポンというのは1つやっていて、そして、財源は国だけの財源じゃなくて、ふるさと応援基金から一部それを使って事業等をやっているということが1つ、それと、このその他というのは（発言する者あり）ああ、このその他は、事業説明書の上に財源の内訳というのがあって、国と県と一般財源とその他というのがあって、一般財源というか、町の財源なんですけど、町の基金から使うものですから、その他というふうに書いてあるということ。そいけん、使い道のその他ではないということでございます。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

ということは、その他は取ってもいいということですね。いやいや、その他は書いてある

わけで分かります。ふるさと応援基金だけじゃないというふうにこれは捉えられるからね。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

そのときは、多分ふるさと応援基金繰入金ほかと書くんだろうと思いますけど、おっしゃるように、その他と書くぐらいだったら、町と書いておったほうがいいですね。上は国、下は町で、それは一般財源じゃなくて基金から入れるという意味の町と書いていたほうが、そういう意味では分かりいいですね。このその他というのは、上の財源のこの内訳の中のどれに当てはまるかというのを書いているものだからですね。ということです。

○井上敏文議長

9番田中君。

○田中宏之議員

西原議員の質問にちょっと関係ありますけど、先ほどこのクーポン券の使用率について、執行部のほうから説明がありましたもんね。令和5年度がこういうふうに98.5%、97.9%、あと、7回目は使用中ということで、ちょっと分からないということで、配達できていないのと、それから、配達したけど使っていないのを合わせたのが残りの1.5%とか、2.1%、そういうことになるとは思いますけど、配達したけど使わないのはもう本人の責任となると思います。ただ、配達ができなかったというのは、やっぱり役所の責任じゃないかなと思いますので、そこの分けたところの説明がなかったもので、できれば、5回目は何パーセント配達できなかった、それから、6回目も何パーセント配達できなかった、それから、7回目はもう配達済んでいると思うから、そこも分かると思いますので、説明できればお願いしたいと思います。このことは委員会でも再三提案してきていると思いますので、そこが分かれば配達できなかった分、そこの分の説明をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えします。

平均97.6%ということで申し上げて、大体230冊ほどが配達ができなかったものと、配達したけれども、使われなかったものが混在しているということでございます。その中身がど

のぐらいつつかということでの質問だろうと思うんですけども、すみません、この場で持ち合わせておりませんで、課のほうに戻って調べることができるか、ちょっと確認をしたいと思います。

○井上敏文議長

9 番田中君。

○田中宏之議員

それはおかしかっちなかと。配達できんだったということは把握ばしとかんばいかんでしょうもん。課として。できるかどうかじゃなくて、数字は分かっとかんばいかんとじゃなかと、そこは。どれだけ配達できなかったぐらいはさ。使われんやったというとは配達したけど、それはよかばってんさ。そう思いますけどね。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

おっしゃるとおりだと思います。かつて定額給付金1人10万円、これのときも、それこそ今おっしゃったように、届かなかったから使えなかったということがないように、かなり丁寧にはやらせていただいて、それでも100にはなかなかかならないんですけど、10万円でも。今回も今、担当課長が言ったように、お手元に届くような努力はさせていただいていますが、多分、転居をされたりとか、住民票はこっちに置かれているけど、江北におられないとか、そういう事情なんだろうと思います。よかったら、ちょっと暫時休憩をさせていただいて、お答えさせていただいたほうがいいなと思うので、よかったら暫時休憩させていただきたいと思います。

○井上敏文議長

調査のため暫時休憩いたします。再開10時45分。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。田中議員の質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど田中議員からは、利用されなかった件数の内訳といたしましうか、未達数と不使用

数を分けて管理すべきと、なるべく届く努力をせんばいかんとやなかかという御質問だったと思います。

それで、概数でいいますと役場に約150件が戻ってきます。未達ということで。このうちの100件は、先ほど課長が言いましたように、個別に御連絡をしたり持参をしたりしてお届けをしていると。ただ、それでも56件ということですけど、これがどうしても御本人のところには届かないということで、今聞きましたら、住所はこっちに置いたまま転居をされておられるという方がほとんどだろうということでしたけれども、56件だったらしらみ潰しという言葉がいいんですかね、実際に御自宅に行ってみるというようなことまでやってもいいかなというふうに思いますが、努力していないわけじゃないということは御理解いただきたいと思いますし、多分、田中議員が問題にされておられるのは、数字がよく分からないとか、そういう数字を手元で持っていないとか、管理の仕方をしていないという姿勢について御指摘をいただいたんじゃないかと思います。定額給付金のおきも100%を目指そうと、とにかくしっかりとお届けしようということでやりましたし、今回、また新たに事業をするに当たっては、これまで以上にきちんと町民の皆さんにお届けできるようにやらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

よろしいですか。9番田中君。

○田中宏之議員

56件ですね。56件というのは、6回目、7回目。（「6回目も7回目も56」と呼ぶ者あり）
ああ、56件ね、そういうことね。分かりました。

○井上敏文議長

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第2号 令和5年度江北町一般会計補正予算(第7号)は原案どおり可決と決しました。

これをもって、本会議に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて、令和6年第1回江北町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、令和6年第1回江北町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時48分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年1月19日

議 長 井 上 敏 文

会議録署名議員 江 頭 義 彦

会議録署名議員 三 苫 紀美子

会議録署名議員 土 淵 茂 勝

局 長 武 富 和 隆

書 記 百 武 久美子